

社会福祉法人聖マリアの家  
役員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖マリアの家（以下「法人」という。）の役員の報酬等について定めるものである。

(定 義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会の出席)

第3条 役員が理事会に出席した時は、理事会1回につき15,000円を報酬として支払うことができる。

2 交通費は、報酬に含まれるものとする。

(理事の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、1日につき15,000円の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、1日につき15,000円の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費の実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨で直接役員に支給する。

2 前項の規定にかかわらず本人の希望により預金口座への振込み方法によることができる。

(適用除外)

第8条 本法人施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

2 現職公務員を兼務する役員には、役員報酬は支給せず、交通費は実費を支給する。

(改 正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

付 則

1 この規程は、平成19年12月5日より適用する。

2 この規程は、平成30年7月1日に改正し施行する。